

## 別紙1（都道府県向け補助金）

### 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち 都道府県向け補助金の配分基準について

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち都道府県向け補助金における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別表1の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。  
予算額の配分に当たっては、別記17の取組に対して優先的に配分するものとする。
- 2 1の規定により配分した結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、予算の範囲内において、以下の順に配分対象とする。なお、予算の残額が事業内容の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。
  - (1) 事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合、当該事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。
  - (2) (1)以外の事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。
- 3 別記24（かんしょ生産拡大対策整備事業のうち省力栽培体系導入事業）及び別記26（ばれいしょ生産拡大体制整備事業）については、別記2、別記5から別記17まで、別記21及び別記22と予算区分が異なるため、別記24及び別記26のみの予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に配分するものとする。なお、別記24及び別記26の予算の残額が事業内容に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。